



京大広報

No. 567

2002 .4



パミールの子どもたち 関連記事本文1243ページ

目次

全学に訴える	
新たな3件の差別落書きについて	1232
大学の動き	
総長補佐の交替.....	1234
部局長の交替等.....	1234
高麗大学校との学术交流.....	1235
人権に関する研修会の開催.....	1236
医療技術短期大学の動き	
医療技術短期大学部部長の再任.....	1241
随想	
事故分析とマーフィの法則	
名誉教授 白石 成人...1242	
洛書	
子どもの笑顔は芸術作品にまざる	
辻本 雅史...1243	

公開講座	
京都大学春秋講義（平成14年度春季講座）.....	1244
終了報告	
教育学研究科附属臨床教育実践研究センター	
第5回リカレント教育講座.....	1245
訃報	1246
日誌	1247
お知らせ	
エネルギー理工学研究所公開講演会	
「エネルギーの新しい機能を目指して」.....	1247
話題	
遊牧民族の伝統に押し寄せるグローバル化の波	
モンゴル国国家大会議議長の	
来学記念講演.....	1248
編集後記	1248

京都大学広報委員会

<http://www.kyoto-u.ac.jp/>

全学に訴える 新たな3件の差別落書きについて

京都大学同和・人権問題委員会

悪質極まりない差別落書きが再び3件相次いで発見された。本学では、平成12年12月以来3件の差別ピラ及び差別落書き事件が発生し、目下その「事実確認会」が「京都大学の差別事件を考える」全学実行委員会の主催で開かれているが、そのような取り組みに対する挑戦と覚しき差別落書きが見つかったことに強い憤りを感じざるを得ない。

まず最初、平成14年1月17日（木）農学部総合館W棟2階、3階、4階南西側男子トイレで発見された落書きには、京大より同性愛者を追放しようと言われ、2階トイレの落書きは同性愛者に代えて被差別部落民を追放せよと読み取れる内容に書き換えられ、その上から消されていた。この落書きは、部落差別を表す用語を使い、被差別部落出身者の人権を傷つけ、生きる意欲を失わせるだけでなく、被差別部落出身者や同性愛者は京都大学から排除されて然るべきであるとする排他的な差別意識を表している。

この差別落書きに対し、1月21日（月）、農学研究科長名で「警告」資料1参照が出され、1月25日（金）付けで「告示第4号」資料2参照が掲示された。

次に、平成14年2月20日（水）数理解析研究所1階男子トイレで発見された落書きはアフガニスタン人研究者を名指しして誹謗中傷するとともに、被差別部落出身者、同性愛者及びHIV感染者を差別する内容であり、特に被差別部落出身者に対しては「国から金持っているくせにお上たてつくから逮捕されてとうぜん」、同性愛者及びHIV感染者に対しては「奴らは菊門がエイズ菌におかされているから半径5m以内には近づかないようにね」と書き加えてあった。

さらに、平成14年2月21日（木）総合人間学部A号館1階北東男子トイレ内に、数理解析研究所で発見されたのとはほぼ同じ内容の差別落書きがあることが判明した。すなわち、アフガニスタン人研究者を名指しで誹謗するとともに、被差別部落出身者、同性愛者、それに特定の団体を差別し、中傷するものであった。

数理解析研究所及び総合人間学部の落書きのうち、アフガニスタン人研究者に対するそれは、名指しで、しかも根拠のない憶測をもって誹謗中傷するものであり、露骨な民族的排外思想につながるものである。被差別部落出身者に対するそれは、長年にわたる部落解放運動の成果の一つとして昭和40年に「同和対策審議会答申」が出され、同和問題の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」であると位置づけられたのを受けて、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題の解決に一定の役割を果たしてきた歴史的経緯と意味を曲解した、悪意に満ちた文章であり、部落差別を意図的に煽り立てる表現である。また、同性愛者やHIV感染者に対するそれは、同性愛者がすべてHIVに感染しているかのような誤解を与えると同時に、HIV感染者への接触を避けるように扇動している差別表現である。最後に、特定の団体に対する誹謗中傷が総合人間学部の落書きに書き加えられているが、今日の日本はそして本学も多様な信条・信仰をもった個人並びに多様な人種・民族や集団から構成されている社会であり、これらすべての構成員と集団が排除・対立するのではなく、共存・共生することこそが社会の進展と学問の研究・教育に寄与することを忘れてはならない。

この差別落書きに対して、2月21日、数理解析研究所名で「告」資料3参照が、翌22日、総合人間学部長及び人間・環境学研究科長の連名で「警告」資料4参照が出され、3月4日付けで「告示第7号」資料5参照が掲示された。

今日、本学は一昨年来学内で起こった差別ピラや差別落書きに対する対応の遅れについて深く反省し、さまざまな差別問題の解消のために、教育及び研究上の取り組みを強化しようとしているが、そのような努力がようやく緒についた段階で、再び上記のような差別落書きが発見されたことは痛恨の極みである。差別落書きの書き手に対しては告示を通じて猛省を促したが、本学の教職員、学生諸君にあっても、人権意識の向上を図るよう、みずから努力されるとともに、このような差別行為を見逃さず、その根絶に向けて協力されることを強く要望するものである。

警告

農学部総合館南西角にある3箇所のトイレに、同性愛者に対する差別を表現するほぼ同文の落書きが発見され、そのうちの1箇所には、京大から被差別部落民を追放せよという内容をもつ落書きが書き加えられていた可能性が高いことが判明した。

本学部では、ほぼ1年前に、部落差別を示す図書への落書きと同性愛者差別を示すトイレの落書きが発見されており、昨年2月16日付けおよび2月27日付けで研究科長・学部長名の「警告」を発したところである。そして本研究科・学部ホームページ上に差別問題について考えあう場を設け、差別行為をなくすために鋭意努力している最中に繰り返された出来事であることに、深い悲しみと怒りを持つものである。

このような、匿名で人を傷つけて恥じない卑劣な行為に対し、今後決して繰り返すことがないよう、強く警告する。

平成14年1月17日

京都大学大学院農学研究科長
京都大学農学部長

松野 隆一

資料1

告示第四号

平成十四年一月十七日(木)、農学部総合館二階二階、四階南西側男子トイレ内に京大から同性愛者を追放せよという内容の落書きが発見された。そのうち二階トイレの落書きは、同性愛者に代えて被差別部落民を追放せよと読みとれる内容に書き換えられている。このような差別落書きは、本学として単なる「いたずら」と看過するわけにはいかない。こうした言葉の暴力が当該の人々に対して痛みや苦しみを与えるだけでなく、生じる意欲をも奪われかねないことを思うと、激しい憤りを感ずるを得ない。かかる差別行為をした者に対し猛省を促したい。

平成十四年一月二十五日

京 都 大 学

資料2

告

数理解析研究所1階北のトイレにおいて、外国人・被差別部落・同性愛者を差別・誹謗する落書きが発見された。

このような匿名による言葉の暴力はすべての人に痛みと苦しみを与えるものであり、決して許すことができない。このような行為を行った者に対し今後決して繰り返さぬよう強く反省を求め、本研究所の所員・学生にあっても、差別落書きを発見した場合は、速やかに通報するとともにあらゆる差別をなくすために尽力されることを要望する。

平成14年2月21日

京都大学数理解析研究所

資料3

警告

昨21日、総合人間学部A号館一階北東男子トイレの個室ドア内側に、特定の個人を名指して、アフガニスタン出身者、被差別部落出身者、同性愛者及び特定の団体を差別し誹謗する落書きがあるのが発見された。

特に被差別部落出身者については「国から金もらっているくせにお上にたてつくな」と書き添えられており、同和事業に対するいやがらせの意味が明白である。これには、なぜ同和事業が必要となったのか、という歴史的認識、及び部落差別の現実に対する認識が完全に欠落しており、悪意に満ちた行為であると言えない。

このようなまきもれない暴力によって平然と人を傷つけ、しかも自らは一切返し出すにのうとうとしている、この卑劣な行為は断じて許されるものではない。強く反省を求めるとともに、二度と繰り返さぬよう、厳重に警告する。

差別を受けた人の怒りや悲しみを思い、誰もが安心して生きていける環境を整備するよう、総合人間学部・人間・環境学研究科として努力していきたい。また、構成員全員にも、人権に対する感覚を研ぎ澄ましていくよう、強く要望するものである。

2002年2月22日

総合人間学部長 宮本 盛太郎
人間・環境学研究科長 江島 義道

資料4

告示第七号

平成十四年二月二十日(水)、数理解析研究所一階北側男子トイレ内において、また、翌二十一日(木)、総合人間学部A号館一階北東男子トイレ内において同一人物によると思われる差別落書きが発見された。その内容はアフガニスタン人、被差別部落出身者、同性愛者、HIV感染者並びに特定の団体を差別し、誹謗中傷するものである。

特に、被差別部落出身者に対しては「国から金もらっているくせにお上にたてつくな」などと書き加えている。これは同和対策事業の意味を曲解した悪意ある文章であり、部落差別を一層煽り立てる表現である。

このような悪質極まりない差別行為は、本学として断じて許すことはできない。この差別落書きの書き手はみずから無知と偏見に気づき、その行為の犯罪性を認識すべきである。本学の教職員や学生諸君に対しても、かかる差別行為を見逃さず、その根絶に向けてたゆまぬ努力と協力を願うものである。

平成十四年三月四日

京 都 大 学

資料5

大学の動き

総長補佐の交替

西本総長補佐

(大学評価・桂キャンパス・情報基盤担当)

西本清一工学研究科教授(物質エネルギー化学専攻基礎物質化学講座(励起物質化学))が、土岐憲三総長補佐の任期満了に伴う後任として、4月1日付けで総長補佐に任命された。任期は平成15年12月15日まで。



部局長の交替等

(新任)

教育学研究科長・教育学部長

皇紀夫教育学研究科教授(臨床教育学専攻臨床教育学講座(臨床心理学))が、山中康裕教育学研究科長・教育学部長の辞任に伴う後任として、4月1日付けで任命された。任期は平成15年3月31日まで。



化学研究所長

高野幹夫化学研究所教授(無機素材化学研究部門(固体化学))が、玉尾皓平化学研究所長の任期満了に伴う後任として、4月1日付けで任命された。任期は平成16年3月31日まで。



経済学研究科長・経済学部長

下谷政弘経済学研究科教授(現代経済学専攻現代経済学講座(日本経済論))が、本山美彦経済学研究科長・経済学部長の任期満了に伴う後任として、4月1日付けで任命された。任期は平成15年3月31日まで。



東南アジア研究センター所長

田中耕司東南アジア研究センター教授(地域相関動態研究部門(熱帯農学))が、立本成文東南アジア研究センター所長の任期満了に伴う後任として、4月1日付けで任命された。任期は平成16年3月31日まで。



地球環境学堂長・地球環境学舎長

地球環境学堂・地球環境学舎の新設に伴い、内藤正明工学研究科教授(環境地球工学専攻環境情報工学講座(環境システム工学))が、地球環境学堂長・地球環境学舎長に4月1日付けで任命された。任期は平成15年3月31日まで。



学術情報メディアセンター長

学術情報メディアセンターの新設に伴い、松山隆司情報学研究科教授(知能情報学専攻知能メディア講座(知能情報学))が、学術情報メディアセンター長に4月1日付けで任命された。任期は平成16年3月31日まで。



宙空電波科学研究センター長

松本 紘宙空電波科学研究センター教授（宇宙電波科学部門（宇宙電波工学））が、深尾昌一郎宙空電波科学研究センター長の任期満了に伴う後任として、4月1日付けで任命された。任期は平成16年3月31日まで。

**低温物質科学研究センター長**

低温物質科学研究センターの新設に伴い、水崎隆雄理学科教授（物理学・宇宙物理学専攻非線形物理学講座（低温物理学））が、低温物質科学研究センター長に4月1日付けで任命された。任期は平成16年3月31日まで。

**（再任）****文学研究科長・文学部長**

紀平英作文学研究科教授（現代文化学専攻現代文化学講座（現代史学））が、4月1日付けで文学研究科長・文学部長に再任された。任期は平成15年3月31日まで。

エネルギー理工学研究所長

吉川 潔エネルギー理工学研究所教授（エネルギー生成研究部門（直接エネルギー変換））が、4月1日付けでエネルギー理工学研究所長に再任された。任期は平成16年3月31日まで。

高麗大学校との学術交流

本学は、「学術交流に関する一般的覚書」を、大韓民国の高麗大学校と交換した。

高麗大学校との「覚書」は、本学長尾 真総長、及び高麗大学校 Jung-Bae Kim 学長の署名により、2月19日に交換された。

高麗大学校は、1905年に法学・商学科を擁する普成専門学校として設立された韓国を代表する私立大学で、1946年に高麗大学校と改名し、現在は教員数約1,400人（非常勤を含む）、学生数約22,000人を数える。ソウル市内と大田市近郊の2つのキャンパスに、法、経営管理、教養、自然資源、政治経済、理、工、医、教育、看護、生命科学、芸術デザイン、人文科学、科学技術、経済・商の15学部を持ち、経営管理、教育、自然資源、政策研究、産業情報技術、国際関係、ジャーナリズム・マスコミュニケーション、労働研究、コンピュータ科学技術、生命工学、歯学、管理情報、行政学、人文科学・情報、生命・医科学の15大学院を備える。その他49の研究所・センター、さらに博物館と4つの附属病院等を持つ韓国最大規模の総合大学である。

高麗大学校は、生命工学大学院が韓国教育省の脳科学研究重点事業 Brain Korea 21 に参画し、同校のサイエンス・キャンパス（自然資源、医、看護、理、工学部）は同国科学技術省に韓国基礎科学研究所ソウル支所として選ばれるなど、韓国の学術研究の中心的役割を果たしている。また同校は現在、2005年の創立100周年へ向けた「ビジョン2005」を掲げ、教育水準と学生生活の更なる向上を目指している。

人権に関する研修会の開催

平成13年12月7日（金）午後3時から、附属図書館（3階）AVホールにおいて、「人権週間に因む研修会」が開催され、山崎高哉同和・人権問題委員会委員長の開会の辞、赤岡 功副学長のあいさつの後、1時間30分にわたり、本学教職員及び学生約90人が熱心に聴講した。

本研修会は、学内外から講師を迎え、本学教職員を対象として同和・人権問題の啓発を図る目的で、毎年、春秋の2回開催している。

今回は片山法律事務所から片山久江弁護士を講師に迎え、様々な裁判事例等をまじえながら「人間らしく セクシャルハラスメントについて」というテーマで講演が行われた。

講演要旨を以下に掲載する。

〔各種差別〕

人間は、だれでも、どんな人種であれ、どこで生まれようと、肌の色が何であれ、健常者であれ、障害者であれ、男性であれ、女性であれ、皆、人間として「人間らしく」生きる権利を平等に付与されている。

この人間らしく生きていく権利というのが問題であり、この「人間らしく」ということが何らかの要因で損なわれると、そこにさまざまな問題が発生する。

セクシャルハラスメントとか、ドメスティックバイオレンスというのは、どちらも根底に女性蔑視、強者の立場から弱者への虐待がある。女性から男性に対する、あるいは女性から女性に対する、男性から男性に対するというものもないことはないが、圧倒的に多いのは、やはり男性から女性に対するものである。これはやはり男性と女性との力関係というか、根強い男女差別的なものが背景にあるということではないかと思う。

〔ドメスティック・バイオレンス〕

まず初めに、今非常に問題になっているドメスティックバイオレンスについて、簡単に述べると、これは、親密な間柄にある男女の暴力行為である。親

密な関係とは、夫とか、内縁の夫、別居中の夫、前夫、婚約者等、ある程度継続的な男女関係のことであり、暴力とは、「殴るける」だけではなく、言葉で脅かすとか、あるいは直接殴るけるはしないけれども、茶わんを投げつけるとか、あるいは心理的、経済的に圧迫するとか、あるいは外出させないということも含まれる。しかし、今回のDV法が問題にしているのは、「殴るける」という実際の物理的な暴力だけである。

〔セクシャルハラスメント〕

次に、本日のメインテーマであるセクハラについてであるが、セクハラとは広い意味では「相手方の意に反する性的な言動」をいう。この「意に反する」というところが問題である。つまり、職場や教育の場で、意に反して体にさわられることがセクハラである。そして、その中には犯罪になるような強姦や強制わいせつといった悪質なものから、「女の子」「おばはん」などと、女性をひとまとめに蔑称するということも厳密に言うに含まれる。また、会社の受付や大学の秘書には若くて美しい女性のほうが感じがいいという発想が女性差別である。この考え方が男女役割分担上の差別である。湯茶サービスやコピーとりなどの補助的な仕事は女性にさせるのと同じである。受付は受付として、そして秘書は秘書として、有能な人間であれば、老若男女、美醜を問うてはならない。女性を男性と対等な人間として見ずに、一段低い存在、自分の性的欲望を満たす手段であるに過ぎない存在と見る、また、女性と男性を対等な職場の担い手と見ないで、補助的な労働力、結婚までの腰かけ、職場の花形的存在と見る性的役割分業制度が、セクシャルハラスメントを生み出す要因とも言える。

〔キャンパスセクハラ〕

次に、キャンパスセクハラについて述べる。研究や教育の場では、企業の現場以上に、セクハラが起りやすい土壌を有している。大学というところの閉鎖性、密室性、権力性ゆえである。指導教官は、成績評価、単位認定、研修指導を行う権限を握り、そして学生の将来を決定するような強大な力を持つ

ている。もし教官の意に反すれば、卒業や研究、そして将来の就職への道を断たれるおそれがある。教育現場の支配従属関係は企業の雇用関係に比べ、はるかに強大であると言われるゆえんである。

一般の職場におけるセクシャルハラスメントが、性的自己決定権及び人格権、労働権の侵害であるのに対し、教育・研究の場での学生に対するセクハラは、人格権の侵害にとどまらず、学生の研究し教育を受ける権利を侵害するものであり、また、大学の教員に対するそれも同様である。

〔法的責任〕

それでは、セクハラにはどのような法的責任があるのか。

まず、セクハラというのは、包括的自由権として憲法13条で保障されている人権を侵害する行為であり、そこから、不法行為責任、債務不履行責任、労働法上の責任、差し止め請求等、民事的責任が生じる。ただ、セクハラに意に反する言動すべてに、債務不履行責任、不法行為責任等を追及できるものではなくて、その行為の具体的対応、行為の反復継続性、行為者・被害者の対応、両者のそれまでの関係、行為の行われた状況等諸般の事情を個別具体的に検討して、その言動が社会的見地から不相当とされ、違法と評価し得るほど重大、悪質なものであるか否かを総合的に判断して、損害賠償請求を決定するのである。

不法行為というのは、民法では709条に「故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任す」と書いてある。セクハラをした場合、そのセクハラによって生じた損害を賠償する責任を負う。これが民事上の不法行為責任である。

それから、例えば、お医者さんに治療を受ける。そうすると、医者は治療する債務、義務がある。それに対して適切に治療しないために損害をこうむったような場合、その損害による賠償をする責任がある。これが債務不履行責任である。セクハラの場合でも、適切な職場で仕事をする、あるいはさせる義務があるのに、その義務に違反して損害を生じさせるのが債務不履行責任と言われるものである。

どういった場合にその責任があるか。非常に軽微な性的言動であったとしても、それが反復継続的に行

われることにより違法と評価し得るのであり、また、行為者と被害者との関係、行為者の地位、被害者との上下関係の有無によって、これは損害賠償の対象になるか、不法行為責任、債務不履行責任を負うかが問題になるわけである。

次に、よく問題にされるのが被害者の対応である。これが非常に難しく、一時は、被害者が声を上げなかったり、その場で抗議をしなかった、ほかの人に言わずに仕事を続けたことなどを不自然・不合理な行動として、それは損害賠償の対象にならないとした判例もあった。ところが、やはり被害者の心理的な状況、行動というものは単純ではなく、京都大学で問題になった事件の判決において、なお書きで、「強姦の被害者が意に反した性交渉を持ったみじめさ、恥ずかしさ、そして、みずからの非を逆に責められることをおそれ告発しないことも決して少なくないのが実情であって、自分で悩み、だれにも相談できない中で葛藤する症例もつとに指摘される場所であるから、原告と性交渉を持った直後、あるいは原告の研究室を退職した直後に被害者が原告を告発しなかったことをもって、性的関係がその意に反したものでなかったと言うことはできない。」と述べられているのは、特筆に値する。これは京都地裁における平成9年の判決である。

また、平成10年12月10日の仙台高裁では、「確かに表面的に行為に対して抵抗らしい抵抗をしておらず、行為後はセクハラがなかったように行為者と行動をともししていることもある。しかし、明示的な拒絶がなされなかったからといって同意があったとは限らないし、セクハラ行為の被害者の行動を一定の経験則的な枠に当てはめて、それに該当しないからといって、被害がなかったということは妥当ではない。」として、その被害による損害賠償を認めている。

使用者、雇用者に対する責任については不法行為中の民法715条で認められている。すなわち、使用者は、「事業の執行につき第三者に加えたる損害を賠償する責に任す。但し、使用者が被用者の選任及びその事業の監督につき相当の注意をなしたるとき、又は、相当の注意をなすも損害が生ずべかりしときは、この限りにあらず」と規定されている。ただ、この「事業の執行につき」という場合、就業時

間が終わった後の飲み会の出来事だから会社は関係がないとか、会社の休みの日に起きたことだから会社は知らないというような抗弁は、認められなくなっている。

事業者に対しては、不法行為上の使用者責任のみではなく、職場の環境を配慮する義務もある。すなわち、発生を極力防止する義務、環境を整備する義務、発生した場合に適切に対処して問題解決に当たる義務が定められている。

それから、改正均等法では、企業のセクシャルハラスメント防止の配慮義務を規定している。これは平成11年4月1日から施行されているものであり、ここには具体例が明示されていないとか直接の罰則規定がないとか、問題点は指摘されているが、セクハラに関する規定が初めて設けられたという点で画期的である。この改正機会均等法は、直接的には事業主に対する行政上の規制ではあるが、不法行為との関連では使用者の選任・監督に関する過失有無の程度の問題として、また債務不履行との関係では債務の内容の配慮義務の内容として、雇用契約上の責任追及をする場合に有効な法律として作用している。

それから民事責任としては、労働法上の請求あるいは差し止め請求が認められており、セクハラ行為が継続している場合には、そのセクハラ行為を停止させる、あるいは排除を求めることが認められている。

次に、強姦罪、強制わいせつ罪、軽犯罪法のいろんなのぞき行為や、つきまとい行為、傷害罪、信用毀損罪、名誉毀損罪、侮辱罪等に当たるとして、刑事責任を追及できる場合もある。

また、平成10年11月に「セクシャルハラスメントの防止等に関する人事院規則」が制定されている。
〔法的措置〕

セクハラ行為があり、その法的責任が追及できるとして、どのような法的措置をとり得るのであるか。

(1)交渉、調停、仲裁。これはいずれも当事者間の合意によるものであり、当事者間が合意しないと、成立しない。これはプライバシーを保護することが可能で、加害者、被害者がともに秘密裏に処理を希望している場合には有効である。特に、社会的に地

位のある加害者の場合、判決よりかなり高額で解決する可能性も高いし、比較的短期に解決することが多い。

しかし、逆に、加害者に社会的制裁が与えられず、また事実関係を明確にできないという被害者側の不満が残る。また、加害者に与えるインパクトが弱く、誠意ある対応がなされない場合もある。

示談交渉というのは、普通はまず内容証明郵便で通知を出す。内容証明郵便は、同じ文書を3通書いて郵便局へ持っていき、1通を相手方に、1通は自分に、そして1通を郵便局に置いて、そのような郵便を出したということを証明するものである。こうして交渉が始められ、当事者間で話し合いが行われる。

調停は、裁判所において行われる。調停委員という第三者が間に入って、調停に当たる。仲裁とは、各弁護士会に仲裁センターがあり、仲裁委員が間に入って解決を図る。当事者間で感情的にこじれている場合、当事者間で交渉するよりも、仲裁委員あるいは調停委員が間に入ることによって、合意に至りやすいということもある。

(2)一番強力なのは、民事訴訟を起こすことである。この場合、証拠法則などによる厳格な判断が可能である。もし相手方が裁判所に出頭しない場合、欠席判決が行われる。訴えられた方が裁判所に出頭しないと、裁判所は原則的に訴えた人の言うとおりの判決を下す。同じ話し合いでも、交渉・調停・仲裁における話し合いよりも、裁判官の和解の際の説得は判決をにらんでのものであるため、加害者も和解に応じる可能性が非常に高い。裁判所に訴えることによって、裁判官の積極的な和解勧告が行われ、それに期待し得る。

民訴法が改正され、裁判の迅速化が言われており、以前に比べ確かに早くなった。しかし、セクハラ裁判では客観的証拠がなく、証人尋問などが中心となるために、相当時間がかかる傾向にある。また、公開でなされるために、プライバシーが侵害されやすいという短所がある。しかし、プライバシーよりも、公の場できちんとした決着、断固たる措置をとりたいという被害者の固い決意がある場合には、これは非常に有効である。

次に、民事訴訟において民事責任を追及する場合

にどんな損害が考えられているのか。セクハラにおいても財産的な損害としては、積極的な損害、つまり傷害を負った場合の治療費等の、自分が今持っている財産が積極的に減少するような損害。そして消極的な損害、つまり会社を休んだための休業損害、結局得べかりし、得られたであろう利益を逸失したことに対する損害が考えられる。

昇進や昇給が行われず、あるいは不当に解雇された場合には、正当に支払われるべきであった賃金相当額との差額を、得べかりし利益の喪失として認められる。裁判例として、不当解雇で6カ月の給与及び賞与を損害と認めた例がある。逸失利益は原則として再就職までに要した期間ということになるので一応6カ月ぐらいと考えられている。

ただ、セクハラで休業を余儀なくされたところ賃金カットがなされた場合、あるいは退職を余儀なくされて収入の道を失う場合、賃金相当額が逸失利益として認められるわけであるが、みずから退職しているといったケースも多い。そのような場合に、退職との相当因果関係の主張とか立証とかは非常に困難が予想され、裁判例でも典型的なものとして次の2つのものがある。

まず、平成7年の奈良地裁では、これを否定している。原告は団体職員、被告は団体の理事長である。理事長による強制わいせつ行為、わいせつ発言が繰り返され、その後退職。この場合に、慰謝料の請求は認めるも、セクシャルハラスメントと退職との間には相当因果関係はないとして、逸失利益は否定し逸失利益はゼロ。慰謝料は100万円、弁護士費用10万円が認められた。

次に、平成9年京都地裁で認められたのは、逸失利益。これは訴えたのが社員、被告が代表取締役、専務取締役、会社。具体的行為者は専務取締役であるけれども、それを使用しているということで、代表取締役、会社にも責任追及がされている。女子更衣室にビデオカメラが設置されていた問題で、会社は適切な措置を怠るとともに、専務取締役が朝礼において原告に名誉毀損的な発言をし、退職を示唆する発言をしたことにより、原告は会社にいづらくなり退職した。この場合、その逸失利益、賃金の差として79万円余り、そして慰謝料として100万円、弁護士費用として15万円が認められている。

こういうふうに、セクハラと退職、あるいは損害との間に因果関係を認めるとすることは非常に難しい場合がある。しかし、みずから進んで退職するように見える場合でも、通常、被害者にはセクハラを受けたこと以外に退職するだけの理由がないことがほとんどであり、また、会社内で弱者の立場にある被害者のほうが周囲からの暗黙の圧力に屈して退職せざるを得ないケースは、実際には非常に多い。また、会社のほうも、被害者を退職させることによって問題の解決を図ろうとする場合も非常に多い。したがって、かかる事情の認識によりこれからはだんだん退職との因果関係が肯定されていく可能性は非常に高まる。また、セクハラを原因とする慰謝料も比較的認められやすくなるのではないか。

慰謝料の請求は、セクハラのために不眠症になった、ノイローゼで悩まされた、対人恐怖症に陥った、だから入社するのがおっくうになったというようなことに対して認められる。以前は慰謝料額は非常に低く、100万円以上の慰謝料額が命じられるということは決して多くなかった。

ところが、近年、非常に高額な慰謝料が認められるに至っている。仙台地裁では平成11年、原告が被告よりピアノ指導を受けている女性で、強制わいせつ行為及び性的関係を強要されたということで、慰謝料800万円、弁護士費用100万円が認められている。ただ、これに対する仙台高裁の判決が平成13年3月になされているが、慰謝料が200万円、弁護士費用が30万円と著しく減額されている。どのような事情であったのか、今、最高裁判所で審理中であるので、その判断が注目されるところである。

それから平成11年5月に、これも仙台地裁で、訴えたのが大学院生、そして訴えられたのが大学教授で、強制わいせつ行為及び性的関係の強要として、慰謝料が750万円認められ、これに対する仙台高裁の判決は平成13年7月7日に行われ、慰謝料は同じ額750万円、これに弁護士費用50万円がつけ加えられている。

大阪府知事のわいせつ行為に対する慰謝料はセクハラ訴訟としては過去最高の1,100万円の支払いを命じている。これは、欠席裁判であったことにもよる。この内容は、セクハラ行為を受けたことによる精神的苦痛として200万円。強制わいせつ罪を被害

者が告訴したことに対し知事が逆告訴したこと（誣告罪）に対する精神的苦痛に対して500万円。それから、知事側は裁判には全く出頭しないにもかかわらず（民事訴訟の紛争解決機能を無視する行為）、記者会見等で、被害者の主張は真っ赤なうそとか、明らかな選挙妨害とか、でっち上げとか、と言うことによって被害者の受けた精神的苦痛に対して300万円、合計1,100万円の支払いを命じ、弁護士費用として100万円の支払いを命じている。

(3)刑事告訴についてであるが、加害者の行為が強姦とか強制わいせつなどに当たるような場合には、民事上の責任追及だけでは不十分である。だから、刑罰を加えてほしいといったような場合には刑事告訴をする。民事上の責任だけでは納得できないという場合である。

このような場合、短所としては、告訴を受けた警察等はなかなかこれを受理してくれなかったり、あるいは放置される場合がよくある。その理由として、警察は、告訴を受けても、示談が成立したら取り下げられることを挙げる。しかし、警察は、証拠散逸の防止のためにも迅速な対応が必要である、たとえ話し合って解決されたとしても、その抑止効果は十分あることを強く主張し、また捜査機関を納得させるだけの十分な証拠を整えることによって告訴をすることが考えられる。

(4)仮処分、あるいはそのほかの救済手段もいろいろある。

仮処分というのは、行為を禁止する仮処分である。解雇されたような場合には、その解雇された人の地位を保全する。あるいは、自分はセクハラを受けたために勤務ができない、休業せざるを得ない。そうすると、だれも賃金を払ってくれない。それでは困るので、賃金を仮に払ってほしいというような賃金仮払いを求める。あるいは退職を強要されているが自分は退職したくない。そんな場合に、裁判で、この退職は無効であると訴えても、復職は非常に難しくなる。そのために、退職を強要することを禁止してほしいという仮処分が考えられる。これは訴訟に先立って保全をする、仮処分をする必要性と緊急性がある場合に限られている。

しかし、この仮処分は事実上の強制力があるために、示談解決する場合が多い。したがって、これも

早期に解決するための一つ的手段と考えられている。

ただ、保全の必要性、緊急性や事実関係が明白ではないと、裁判所としてもその命令は出しにくい。命令を出すと、たとえ仮の処分であったとしても取り返しのつかない結果を生むこともあるので、そのために、緊急性、必要性の判断が非常に厳格になる故に、認められることが難しい場合もある。

そのほか、均等法上の救済策、それから各都道府県の労政事務所、労働基準監督署、厚生労働省が全国に設置している雇用均等室等でも、相談等を受け付けている。労働組合、企業内の相談窓口。多分大学にもそういう相談窓口があると思うが、まずその窓口相談して、社内的あるいは学内的に対応してもらうことも可能であるし、また、まずそういう方途を選ぶほうが、後日裁判になったときの問題もより有効に解決できるのではないかと思われる。

〔問題点〕

問題点とされている立証の困難性について一言述べる。大学、特に大学院では一対一で学生が教官から指導を受けている場合が少なくない。そのために密室の中ではセクハラが起きやすい。また、起きても他にそれを知る者がいない。そして、万一知る者がいても、やはり教官との支配服従関係にあれば、被害者側の証人となってもらうのはなかなか困難である。

しかし、ここで立証が難しいからといって、あきらめるということはやめていただきたい。あきらめることによって、やはりまた同じ事態が次から次へ起こっていく。したがって、学内相談でも、相談を受けた場合には、相談者はできるだけ早い段階で、事実経過の詳細な記録をとっておく。

ただ、強姦などによる被害者がそうであるように、精神的打撃が大きければ大きいほど、肝心な部分の記憶を失っていたり、あるいはみずからの防衛本能として心因性健忘症になることが多いことも考えて被害者の相談には乗らなければいけない。

裁判になったときの証拠としては、行為者からの手紙や贈り物、行為者との会話の内容を録音したテープ、被害者自身の日記やメモ、精神科医や心理学者、カウンセラー等による鑑定意見書が一般的に提出される。

客観的な証拠がないというようなセクハラが非常に多い。その場合、証拠としては証人が重要になってくる。証人というのは、被害者自身が証人であるが、それ以外に、被害者から非常に早い段階で相談を受けた者。それに、ほかの被害者。加害者は、その人にだけということはまず少ない。被害者以外の人にもセクハラを行っているケースは非常に多い。したがって、やめてしまった従前の同僚や、あるいは同じ学校に通っていた友人などを捜し出して事情聴取してみることも重要である。精神科医とか心理カウンセラーとかを証人として招き、強い精神的ショックを受けた後には、記憶が薄れてしまったり、被害を思い出すと精神的に動揺してしまうなどの症状があらわれることを証言していただいたり、被害

者が体験した事実を理路整然と説明できないということは、被害を思い出すと精神的に動揺してしまうからであることを裁判官に理解してもらおう。それは被害者の精神的苦痛の深刻さを立証するのに役立つ。

教官からセクハラを受けるということは、当該教官のみならず、教育者全体、教育界全体、学校全体に対する信頼を失うことであり、学生及び一般に与える心理的影響は計り知れないものがある。教育の場におけるセクハラ問題は企業におけるセクハラ問題よりも一層許されない問題である。皆さんがその対策と防止に真剣に取り組んでおられるというのは非常に賞賛に値するものだと思う。今後ともその対策と防止に取り組んでいただきたい。

医療技術短期大学部の動き

医療技術短期大学部部長の再任

笹田昌孝医療技術短期大学部教授（衛生技術学科（内科学））が、4月1日付けで医療技術短期大学部部長に再任された。任期は平成16年3月31日まで。

随想

事故分析とマーフィの法則

名誉教授 白石 成人

「プロジェクト遂行の上で最も重要な因子は、そのプロジェクトが失敗したときに初めて真の姿を現す。」これはよく知られているマーフィの法則の一つである。社会における人間関係に関する英国の政治家マーフィの鋭い観察は、時代を超え国境を越えて、今もわれわれに深長な示唆を与えている。さて、あるプロジェクトの失敗とはどのようなものであろうか。私の関わっている橋梁分野 (bridge engineering) に限定しても実に多種多様である。最近のプロジェクトの失敗例は、多くの場合「事故」と表現され、「事故原因」の究明が行われ、事故調査報告書に纏められる。そして、関係機関から「このような事故が再び起きないように万全の策を講じる」と発表され、これをもって最終結論とされる。しかし、現実には姿形を変えた新しい事故が繰り返し発生しており、事故再発防止のための万全の策とは何であったのかという疑義がでるのも当然である。

橋梁事故調査の例で、最も印象に残るものにウエスト・ゲート橋 (豪州) の事故調査報告書がある。1970年10月、建設中のウエスト・ゲート橋は大音響とともに地表30m近くの高さから崩れ落ち、作業中の工事関係者30名以上が死傷した。この橋梁はオーストラリアで最初の本格的な斜張橋 (斜め吊りケーブルをもった橋梁) であり、世界的に著名な英国のフリーマン・フォックス社が設計を行い、地元の橋梁会社が架橋工事を担当した。ただその建設工法はこれまでのものとは異なり、橋梁を長手方向に二分割して持ち上げ、これを橋台の上に設置してから再び接合しようとするものであった。しかし、分割された二つの部分橋の上面はなかなか同じレベルとならず、接合は順調には進まなかった。このため、現場技術責任者は、高くなっている部分に荷重を付加する一方、一部接合ボルトを外して下方へ変形させる方法を指示した。最初この調整作業は成功するかに見えたが、突如として橋面の座屈現象 (圧縮力によって棒などが折れ曲がる現象) が発生し、橋梁全



体が崩壊した。事故後の調査はメリソン卿を委員長とする委員会 (メリソン委員会) で実施されたが、同委員会は、当時、オーストリア (欧州) の新ウィーン・ドナウ橋 (1969)、英国のミルフォードヘヴン橋 (1970) が連続して落橋していることに鑑み、第二次大戦後に開発された新形式の箱型橋梁構造との関わりについても詳細な分析を行った。メリソン委員会の事故調査は広範囲かつ多様な視点から行われたが、最終的にウエスト・ゲート橋の事故について以下のことを指摘している。

(1)事故の直接原因は現場技術者が誤った建設工法 (安全な施工管理が困難な工法) を採用したことにある。(2)現場技術者がこのような工法を採用せざるを得なかったのは、技術的問題についての再三の緊急要請にも拘わらずいたずらにその回答を遅延させた英国の設計担当者の不誠実な対応にある。(3)架設工法は工期を短縮しかつ経済的なものであるが、このような短期架設工法を取らざるを得なかった今一つの要因として労働組合の慣行がある。時を選ばぬストライキのため工事はしばしば中断され、これが著しく工期を長引かせる結果となった。わが国の事故調査報告の場合、「事故は多くの要因が複合して発生したもので、その原因を特定することができない」という玉虫色の結論であることが多い。メリソン報告書がこうしたものとは著しく異り、その結論がその後の橋梁安全性の向上に真に寄与するものであったと感じているのは私一人であらうか。

さて、マーフィの法則は次のようにも言っている。「プロジェクトが成功した場合、その成功はチーム・ワークによるものであり、失敗した場合、それは無能者 (idiot) の単独の誤りによると人は言う。」換言すれば、プロジェクトは関係者全員のチーム・ワークがあれば成功するというものではなく、逆に、一人や二人の誤りによって失敗するものでもない。失敗する真の原因は、組織体の構造そのものに内在する本質的なところにあることを、マーフィの法則は教えているのではなからうか。

(しらいし なるひと 元工学部教授

平成8年退官、専門は耐風工学、橋梁工学)

洛書

子どもの笑顔は芸術作品にまさる

辻本 雅史

私の担当は日本教育史。おもに江戸時代の文化や思想の歴史研究を通じて、日本の教育を考えている。その一方で93年以来、ヒマラヤ周辺の高所辺境地の子どもと教育のフィールド調査を続けてきた。「江戸時代が専門のおまえがなぜヒマラヤに行くのか」、何度となく受けた問いである。「外からの目で日本を見る」というのが、私の公式のこたえである。後述の通り、それはうそではない。しかしちょっとキザっぽく言えば、子どもの笑顔との出会いを求めて、というのが私のホンネである。

本号表紙の写真、これは93年フンザの村で出会った子どもたちである。フンザはヒマラヤ山系西端、標高8,000メートル前後の明峰がいくつもそびえるパミール高原山ふところの砂漠のオアシスで、中国との国境に近いパキスタンの北端にある。とても貧しいが、敬虔なイスラム教徒として、確信に満ち誇り高く生きている。どこでも子どもはその大人社会を的確に写す鏡である。この輝く笑顔に、私は魅せられた。

以後この調査は、中国新疆や雲南、さらにブータンやネパールと展開してきた。いずれもそれぞれに興味深い知見が得られたが、なかでもブータンは、現代われわれが考えるべきあらゆる問題群に満ちていた。その意味で「実験国家」の名にふさわしい。もちろん子どもの表情は、フンザに劣らず輝いていた。結局ブータンには4度も入った。彼らの生活環境はいずれも苛酷で貧しい。学校に行けない子どもも少なくない。しかし子どもたちは一様に明るくたくましい。この笑顔がものがたる通りである。「生きる力」に満ちている。そして生の根底に宗教が息づいている。

この子らに比べると、日本の子どもと社会が、どうしようもなくひ弱に見えてしまう。たとえば食べること。スーパーに何でも揃い、肉も魚も調理しやすくパックされている。だから食べることが他の生命の犠牲にもとづいている実感が無い。「いただき



ます」のあいさつは食べることへの感謝の念の表明だろうが、今やそれもわきにくい。身内が死んでも、病院で死に葬儀は業者任せだから、死の実感つまり生の実感も弱い。自分の排泄物さえ極力見ないままに処理される。「朝シャン」や抗菌グッズなど過度の清潔志向。若い女性のスリム願望。いずれも生き物としての生命力を弱めているとしか思えない。わが社会が人知を超えた自然への畏れの感性を失って久しい。生命感覚の減退は覆いがたいといわねばならない。

歴史研究が時間的「外部」から今を見る作業であるとすれば、ヒマラヤのフィールド調査は文化や空間の「外部」から日本を見る作業である。「外部」から見たとき、自己の全体像がくっきりと見えてくる。こうして私は歴史と異文化を「合わせ鏡」として、日本の教育を考えている。ところでいま私は、学内の広報委員会に属し、学外向けの広報誌『紅萌・くれなゐもゆる』の創刊を準備中である（4月に配布）。その作業は外部社会に対する発信である。社会への発信は、京大を外からの目で認識するきっかけとなる。自己を見つめる意味で、それは一つの「自己点検」にほかならない。

ちなみにこの表紙の写真は、写真技術としてはゼロである。しかし前任校の学内写真展の投票で、好感度 No. 1 に選ばれた。子どもの笑顔は、プロ顔負けの芸術的作品を抑える力があることが実証された。私のヒマラヤ行きが認知されたようで、うれしかった。

(つじもと まさし 教育学研究科教授)

公開講座

京都大学春秋講義〔平成14年度春季講座〕

1. 講義日程

月曜講義（メインテーマ：共生の論理）

開講日	テ　　マ	講　　師　　名
5月13日	農業と環境	アジア・アフリカ地域研究研究科教授 石田 紀郎
5月20日	エルサレムは誰のものか？	総合人間学部助教授 岡 真理
5月27日	社会保障制度と共生	経済研究所教授 橋木 俊詔
6月3日	テロ事件後の世界 文明共生の可能性	法学研究科教授 中西 寛
6月10日	テロリズムを越えて ハリウッド映画の想像力	総合人間学部助教授 加藤 幹郎

水曜講義

開講日	テ　　マ	講　　師　　名
5月15日	生物親和都市のすすめ	農学研究科教授 森本 幸裕
5月22日	汀線の自然史 渚の生態系と生物多様性	人間・環境学研究科教授 加藤 真
5月29日	食品安全確保の社会システムを考える	農学研究科教授 新山 陽子
6月5日	再生医療とは	再生医科学研究所教授 井上 一知
6月12日	生活習慣病のおもしろ健康科学	人間・環境学研究科教授 森谷 敏夫

2. 時 間：午後6時30分～8時

3. 場 所：月曜講義：法経第4教室

水曜講義：キャンパスプラザ京都5階第1講義室（京都駅前中央郵便局西側）

4. 定 員：月曜講義：180人 / 水曜講義：250人

5. 受 講 料：無料

6. 申 込 方 法：本学教職員及び学生が受講を希望する場合は、所属部局の事務担当掛へお申し込みください。（定員枠30人）

7. 申込締切日：5月7日（火）

8. 問い合わせ先：〒606-8501 京都市左京区吉田本町 研究協力部研究協力課総務掛

TEL 075-753-2041

E-mail kenkyo@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

別途研究協力課ホームページにも掲載しております。

[http://www.adm.kyoto-u.ac.jp/kenkyo/syunjyu14\(haru\).htm](http://www.adm.kyoto-u.ac.jp/kenkyo/syunjyu14(haru).htm)

終了報告

教育学研究科附属臨床教育実践研究センター 第5回リカレント教育講座

臨床教育実践研究センターでは、平成9年の設立以来毎年1回、学校教育現場等で子どもにかかわる専門家を対象とする「リカレント教育講座」を開催してきた。第5回目にあたる今回は、2月15日(金)、16日(土)の両日、引きこもりを巡る問題を取り上げ、そうした子どもを抱える家族への援助の問題にも目を向けた「不登校・引きこもり・家族の援助」をテーマに、事例検討会とシンポジウムが行われた。会場には約100名の現職教諭やスクールカウンセラーが参加し、熱心な討論を交わした。

(大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター)



訃報

このたび、^{みたけんじ}三谷健次名誉教授、^{はったなつお}八田夏夫名誉教授が逝去されました。

ここに、謹んで哀悼の意を表します。

以下に両名誉教授の略歴、業績等を紹介いたします。

三谷 健次 名誉教授



三谷健次先生は、2月18日逝去された。享年88。

先生は、昭和13年京都帝国大学理学部を卒業後、東京帝国大学航空研究所大学院に進まれた。その後、日本電気株式会社、陸軍航空本部（技術少佐）を経て戦後、昭和20年、第三高等学校講師に着任、同22年同教授に昇任の後、本学助教授を経て同32年教養部教授に就任、物理学通論を担当された。

昭和52年停年により退官され、京都大学名誉教授の称号を受けられた。この間、昭和42年から2年間評議員を務められ、学園紛争の盛んであった前後の

時期、大学全体の運営に貢献された。

本学退官後は、島根大学長に就任、昭和56年まで務められ同大学の発展に寄与された。

先生のご専門は、放電物理学並びにプラズマ物理学で、バーンシュタイン波に関する実験的研究はその方法と内容の斬新さ故に、その方面の世界的研究と評価され、指導的役割を果たされた。その中でも、プラズマ中の波のエネルギーの負吸収の研究は特に高く評価された。

この学術活動上の貢献に対し、昭和40年度第11回仁科賞を受賞され、大学運営などへの貢献と合わせて、同60年11月には勲二等旭日重光章を受けられた。（総合人間学部）

八田 夏夫 名誉教授



八田夏夫先生は、3月5日逝去された。享年65。

先生は、昭和36年京都大学工学部鉱山学科を卒業、同40年京都大学工学部助手、同講師、同助教授を経て、平成3年同教授に就任、資源工学科加工設備学講座を担当された。平成8年新設の大学院エネルギー科学研究科教授に配置換となり、エネルギー応用科学専攻資源エネルギープロセス学分野を担当された。平成12年停年により退官され、京都大学名誉教授の称号を受けられた。本学退官後は、日本文理大学工学部教授を務められた。

先生は、素材から製品に至るまでの加工プロセス

およびエネルギープロセスの学問分野を中心に多くの優れた業績を挙げているが、その主なものは、気流を用いた固相粒子の粒径による分離技術、熱間圧延におけるスラブ温度推移の予測および熱延工程の省エネルギー化、高温固体表面に衝突する超微小液滴の変形挙動の解明、高温固体表面上を流れる冷却水の膜沸騰の発生機構とその冷却能の評価等がある。最近は特に深海底資源開発の研究に意欲的に取り組まれていた。

また、流体力学、伝熱学、数値解析学の分野での教科書および専門書の執筆も7冊に及び、それらの分かりやすい記述には定評があり、多くの読者を得ていることも特筆すべきことである。

（大学院エネルギー科学研究科）

日誌 2002. 2. 1 ~ 2. 28

- | | | | |
|------|--|-----|--|
| 2月5日 | 評議会
" 大学院審議会 | 19日 | 評議会
" 大学評価委員会 |
| 6日 | 京都大学と近畿地区在日外国公館等との交流会 | " | Sanjibegziin TUMUR-OCHIR モンゴル国国家大会議議長他25名来学，総長他と懇談 |
| 8日 | 国立大学の改革に関する講演会 | 20日 | 国際交流委員会
" 国際交流会館委員会 |
| 12日 | 連合王国 Colin James BUNDY ロンドン大学東洋アフリカ学院 (SOAS) 院長来学，総長他と懇談 | 21日 | 春秋講義企画委員会 |
| 15日 | 運営諮問会議
" 寄附講座等審査委員会 | 25日 | 入学者選抜学力試験 (前期日程) (26日まで) |
| 18日 | 制規等専門委員会
" 学生部委員会 | 27日 | 放射性同位元素等管理委員会 |



お知らせ

エネルギー理工学研究所公開講演会 「エネルギーの新しい機能を目指して」

- 1 日 時：5月10日（金） 13：00～17：30
- 2 会 場：エネルギー理工学研究所大会議室
- 3 プログラム：新しい量子放射エネルギーの発生と利用 自由電子レーザーを中心に

超短パルスレーザーによる分子の電子・核運動の量子制御	教授	山崎 鉄夫
	非常勤講師	
多孔質シリコンの多様な形態と金属修飾表面の応用	東北大学大学院理学研究科教授	藤村 勇一
セラミックナノチューブの創製・特性・機能	教授	尾形 幸生
ナノ構造体を用いた色素増感太陽電池の開発	教授	足立 基齊
	教授	吉川 暉
- 4 入 場 無 料：(申込不要)
- 5 問い合わせ先：宇治地区事務部エネルギー理工学研究所担当事務室
 TEL 0774-38-3400
 e-mail shomu@iae.kyoto-u.ac.jp
 詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.iae.kyoto-u.ac.jp/>

話題

遊牧民族の伝統に押し寄せるグローバル化の波 モンゴル国国家大会議議長の来学記念講演



記念品贈呈の際、堅く握手を交わすトゥムルオチル議長と長尾総長

去る2月19日、井上 裕参議院議長の賓客として日本を公式訪問中であつたモンゴル国国家大会議議長サンジベグジーン・トゥムルオチル議長が京都大学を訪問され、長尾 真総長との懇談、及び来学記念講演が行われた。

トゥムルオチル議長は、モンゴル国立大学副学長、科学・教育大臣などを歴任されたことから、長尾総長との懇談では、研究者・学生交流が2国間の友好関係にもたらす意義について、活発に意見交換が行われた。また、トゥムルオチル議長より京都大学へ貴重なモンゴル研究書30冊が寄贈された。

引き続き行われた来学記念講演「グローバル化とモンゴル文化」においてトゥムルオチル議長は、グローバル化の波が押し寄せるモンゴルの現状について説かれ、長尾総長はじめ150人を超える参加者は熱心に聞き入っていた。

なお、講演要旨はホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/kokuryu/Mongolia.htm>）に掲載されている。



講演するトゥムルオチル議長

編集後記

部会では京大広報のアップ・トゥ・デイト化に努めています。《随想》《洛書》欄の刷新に加えて、もうすぐ京大OBに門戸を開いた社会の窓、《寸言》欄を立ち上げ、また総長経験者や時の人に《特別寄稿》を依頼中です。ただし、器とともに絶えず中身も新しくしなくては意味がありません。そこでこの場を借りて、広報の読者諸氏に、ジャンルにこだわらない自由で率直な投稿を募集します。と言っても、次の2つのタブーだけは頭に入れておいて下さい。まず①学術的に香り高いエッセイなど一切不要です（他人行儀はするだけ無駄。むしろ京大構成員に心から伝えたいことを、ひたすら心に念じながら、お書き頂くのが最善です）。②広報の公報的性格上、人間的に偏向した記事や自己宣伝はバツです（この種ものは読めばすぐ分かりますし、分かったら即ボツです）。以上のごく僅かな条件さえ守って頂ければ、後は一切自由ですので、どうか奮ってご投稿下さい。お問合せは、大学情報課大学情報掛、内線2071まで。

（齊藤記）